

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

* 出席停止の場合は、欠席扱いになりません。

* 平成 24 年 4 月 1 日付の学校保健安全法施行規則の一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)にともなう改正箇所に下線を引いています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 1 種	<ul style="list-style-type: none"> エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （SARS コロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1） 	<ul style="list-style-type: none"> 治癒するまで 〃
第 2 種	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> 発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後 3 日を経過するまで 耳下腺、愕下線又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで <p>【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第 2 種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。</p>
第 3 種	<ul style="list-style-type: none"> コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症（しょうこう熱）など 	<ul style="list-style-type: none"> 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなします。